後漢の三公にみられる起家と出自について

永田英正

一　はじめに

ある時期の政治體制がいかなるものであったかということを檢討する場合に、先ずその政治がどのような官僚によって行われたかということが問題となるが、そのためには同時に、彼らがどのような登用法によって官僚になったかを考えることも、また必須の條件である。

周知のように、漢代では、從來の世襲的あるいは特權的な官吏登用法に加えて、新しく庶民の中から有能な人材を選擧する方法が採用されるようになった。たとえば賢良方正、博士弟子、孝廉、茂才などといった科目がそれである。中でも、前漢武帝の時に制定された孝廉の科目は、後漢に入るとしだいに法制化され、後漢一代を通じて、官吏の登用はあたかも孝廉の選擧がすべてであるかの如き觀を呈する程の盛行をみるに至る。①

そこで、本稿は、後漢時代に三公に就任した人物について、先ず彼らがどのような官吏登用法をうけたかという起家の方法と、また彼らがどのような階層の出身であったかということを分析し檢討するとともに、以上のように後漢時代に入りとくに盛んに行われた孝廉の選擧が、後漢の官僚制の中で、いかなる役割をはたしたかということの、一應の見通しをたてんとして試みたものである。とくに三公をとりあげた理由は、三公が當時の官僚の到達しうる最高の官であり、それらの人物の中に見出される官吏登用の方法とか、また官位昇進の過程というものは、當時の官僚のたどる代表的なものであったと考えられること。また官吏

登用の方法とか、あるいはその人の出自を検討する場合には、ある程度詳細な經歴を知りうる材料が残されていることが必要である。この點からすると、三公に就任した人物は、全體からみて本傳のあるものが比較的多いという、以上の二つの理由によるものである。

また最初にことわっておかねばならないことは、官吏登用法といった制度をとりあげる場合に、當時の政治と密接に關係する多くの問題をはらんでいることはいうまでもない。しかし、この際は繁雜を避けるために、一應政治との關連については後日にゆずり、本稿では、以上のような觀點からして專ら制度的な面を中心に検討を進めていくことにする。なお史料は原則として范曄の後漢書によるが、一部、李賢の注とか王先謙の集解、あるいは隷釋、隷續などによって補った場合もある。最後に、本稿の執筆に當っては、とくに江幡眞一郎氏の「西漢の官僚階級」（東洋史研究一一―五・六、一九五二）および五井直弘氏の「後漢時代の官吏登用制「辟召」について」（歴史學研究一七八、一九五四）に多くの示唆をえた。文中にいちいちことわっていない場合もあるが、あらかじめ記して謝意を表する。

二　三公にみられる官吏登用法

後漢時代、太尉、司徒、司空の三官をとくに三公と稱した。三公は一切の政務を總理する最高の官で、後世の宰相に相當するものである。[2] 建武元年すなわち光武帝卽位の年から、曹操によって三公の官が廢止される建安一三年に至るまでの凡そ一八四年間に、この三公の位についたものは延べ二二一人を數える。しかし、この中には同一人で數回就任している場合もあり、それを除くと實際には總員一五一名である。[3] いま就任の時期にしたがって姓名を列擧すると、次のとおりである。（　）内の地名は出身地を、數字は後漢書列傳の卷數をしめす。

光武帝期

吳漢（南陽　八）　鄧禹（南陽　六）
王梁（漁陽　一二）　宋弘（京兆　一六）
伏湛（琅邪　一六）　侯霸（河南　一六）
李通（南陽　五）　韓歆（南陽）
竇融（右扶風　一三）　歐陽歙（樂安　六九上）
戴涉（清河）　蔡茂（河内　一六）

朱浮（沛　二三）
玉況（京兆）
趙憙（南陽　一六）
馮魴（南陽　二三）

明帝期

虞延（陳留　二三）
范遷（沛）
牟融（北海　一六）
王敏（西河）

章帝期

第五倫（京兆　三一）
鄧彪（南陽　三四）
宋由（京兆）
任隗（南陽　一一）

和帝期

丁鴻（潁川　二七）
劉方（平原）
張奮（京兆　二五）
韓稜（潁川　三五）

杜林（右扶風　一七）
張純（京兆　二五）
馮勤（魏　一六）
李訢（東萊）

郭丹（南陽　一七）
伏恭（琅邪　六九下）
邢穆（南陽）
鮑昱（上黨　一九）

桓虞（左馮翊）
鄭弘（會稽　二三）
袁安（汝南　三五）

尹睦（河南）
張酺（汝南　三五）
呂蓋（河南）
巢堪（泰山）

張禹（趙　三四）
徐防（沛　三四）

安帝期

梁鮪（河東）④
周章（南陽　二三）
夏勤（九江）
劉愷（彭城　二九）
馬英（泰山）
李郃（漢中　七二上）
楊震（弘農　四四）
劉憙（東萊）

順帝期

陶敦（河南）
朱倀（九江）
劉光（沛）
龐參（河南　四一）
劉崎（弘農）
施延（沛）
王卓（河東）

魯恭（右扶風　一五）
陳寵（沛　三六）

尹勤（南陽）
張敏（河間　三四）
李脩（潁川）
司馬苞（山陽）
袁敞（汝南　三五）
陳褒（廬江）
劉授（彭城）
馮石（南陽）

朱寵（京兆）
張晧（犍爲　四六）
許敬（汝南）
王龔（山陽　四六）
孔扶（魯）
黃尚（南郡）
郭虔（左馮翊）

劉壽（長沙）・　桓焉（沛　二七）
趙戒（蜀）　趙峻（下邳）
胡廣（南郡　三四）

桓帝期

李固（漢中　五三）⑤　袁湯（汝南）
杜喬（河内　五三）　張歆（河内）
吳雄（河南）　黄瓊（江夏　五一）
房植（清河）　尹頌（河南）
韓縯（不明）　孫朗（北海）
祝恬（中山）　盛允（梁）
虞放（陳留）　种暠（河南　四六）
劉矩（沛　六六）　劉寵（東萊　六六）
楊秉（弘農　四四）　許栩（潁川）
周景（廬江　三五）　陳蕃（汝南　五六）
劉茂（彭城）　宣酆（汝南）

靈帝期

王暢（山陽　四六）　聞人襲（沛）
許訓（汝南）　劉囂（長沙）
郭禧（潁川）　橋玄（梁　四一）

李咸（汝南）　來豔（南陽）
宗俱（南陽）　袁隗（汝南）
楊賜（弘農　四四）　段熲（武威　五五）
唐珍（潁川）　陳躭（東海）
劉逸（南陽）　劉寬（弘農　一五）
陳球（下邳　四六）　孟福（河南）
袁滂（陳）　張顥（常山）
袁逢（汝南）　劉郃（河閒）
張濟（汝南）　許馘（會稽）
鄧盛（弘農）　張溫（南陽）
崔烈（涿）　張延（河内）
許相（汝南）　丁宮（沛）
曹嵩（沛）　樊陵（南陽）
劉弘（南陽）　馬日磾（右扶風）
劉虞（東海　六三）

獻帝期

黄琬（江夏　五一）　楊彪（弘農　四四）
荀爽（潁川　五二）　王允（太原　五六）
种拂（河南　四六）　趙謙（蜀）

淳于嘉（濟南）　皇甫嵩（安定　六一）
周忠（廬江）　朱儁（會稽　六一）
趙溫（蜀）　張喜（汝南）

以上の一五一名であるが、これを更に各時期別に整理したものが、次の表Ｉである。

表Ｉ

	年	總員	有傳者	比率
光武帝	32	20	16	80%
明帝	19	8	5	63
章帝	12	7	5	71
和帝	18	12	8	67
安帝	19	16	6	38
順帝	20	19	5	26
桓帝	23	22	9	41
靈帝	22	35	7	20
獻帝	19	12	7	58
計	184	151	68	45%

總員一五一名のうち、列傳に記載されているものは六八名である。この六八名という數字は總員の45％であって全體として決して多い數とはいえず、また表のＩをみてもわかるように、後漢後半期において列傳のあるものが相對的に少いということも、本稿の目的とする種々の檢討の上に大きな障害となるが、しかし一應の見通しをたてることは可能であろう。

さて、これら後漢時代の三公が、官位昇進の過程でどのような經路をたどったかをみるわけであるが、それに先だって漢代官僚の昇進方法について、簡單に概略を述べておく必要があろう。

漢代の官僚は、秩萬石といわれる最高の三公は別格として、およそ秩二千石の高級官僚から百石以下の下級屬吏にいたるまで、すべて俸祿によって差等がつけられ、その間は、原則的には功勞によって下級から上級へと昇進した。[6] しかし、下級の屬吏から出發して、すべて功勞のみによって上級官吏に昇進しえたかというと決してそうではなく、その間にはいくつかの關門を經なければならなかった。その最初にして、しかも最大の關門は、百石から二百石に至る場合、すなわち中央官廳や郡縣の屬吏から二百石以上の勅任官となる場合である。

漢代、勅任官の登龍門としてとくに重きをなしたのは郎

官であるが、この郎官もふくめて一般に二百石の關門を通過する方法には、およそ次のようなものがあった。[7]

㈠良家子といわれるもので、隴西、天水、安定、北地、上郡、西河の六郡の上流階級の子弟で、武術に達したものを選んで郎とするもの。

㈡任子、すなわち父兄が二千石の公卿に相當する身分にのぼった場合は、任期が滿三年になると、子弟一人を保證して郎とするもの。

㈢入貲によるもので、飢饉などの時に、穀物ならば六〇〇石、穀價にして三〇萬を納めたものを郎とする。

㈣漢代、いわゆる選擧と呼ばれるもので、學問とか聲望などにより、地方長官などの官位を有する人から推薦されて試驗に合格したもの。賢良方正、孝廉、茂才、高第、直言、有道などといった諸科がこの中にふくまれる。

㈤太傅、大將軍、三公などの中央の長官に召されて登用されたり、あるいは天子に直接徵されて登用されるもの。このような方法を一般に辟召というが、天子みずから召す場合には、とくに徵召と呼んで區別する。

㈤の徵召、辟召については後にゆずるとして、以上㈠から㈤までのうち、とくに㈠から㈢までは發生的にみても、かなり早い時期から存在した制度で、いずれも高級官僚とか世襲的身分のあるもの、あるいは資產家とか豪族などといったものの特權的性格のつよいものである。これに對して㈣のいわゆる選擧と呼ばれるものは、これら從來の世襲的、特權的な官吏の登用を改め、廣く天下に人材を求めるべく、漢代において始めて行われた登用法として注目されるものである。先にも若干の例を示したごとく、この選擧には數多くの科目が設けられていたが、その中でも最も重要視されたのが、孝廉の選擧であった。[8] 漢代、孝廉の選擧は、武帝の元光元年（前一三四）に始まる。當時國敎としての地位を獲得した儒敎の精神にのっとり、毎年郡國の守相が在野の民あるいは下級の屬吏の中から孝なるもの廉なるもの一人――のちになると人口二〇萬人につき一人の割合――を選んで中央に推薦し、中央では改めてその事實を調査し、その事實に誤りなきことを確認した上で、始めて郎中に任ずるという制度である。のちになると所定の試驗が課せられるようになるが、しかしその場合でも、推薦ということが大きなウェイトを占めており、もし推薦された

人物に事實に反するようなことが判明した場合には、推薦者は選擧不實をもって嚴罰をうけねばならなかった。郎中というのは、九卿の一つ光祿勳の配下に屬する三署の郎中で、秩は比三百石である。當時、大縣の丞・尉で秩四百石、縣長ならば秩三百石であるから、もし彼らが地方官として轉任した場合には、大縣ならば丞・尉、小縣ならば縣長の官が與えられる地位にある。したがって、孝廉にあげられて郎中になるということは、將來の榮進に向って、非常に有利な出發點に立つものであったということができる。このことは、一生を下級の屬吏で終るかもしれない少吏をはじめとして、在野無官のものにいたるまで、廣く高級官吏への出世の可能性が開かれたことと共に、漢代孝廉の選擧が非常に盛行した大きな理由である。

以上、漢代の官吏登用法についてその概略を述べてきた。これを念頭において、後漢時代、三公についたものが、最初にどのような登用法をうけたかを表示したのが、次の表Ⅱである。

表中の（　）内の數字は有傳者以外のもので登用經路の判明するものである。これは後漢書の中に當人の詳細な列傳はないが、他人の傳に附載された簡單な附傳とか、あるいは李賢の注、王先謙の集解などによって加えた。また光武帝期の一六人については、ここでは一應その他の項目の中に入れておいた。これは、そのほとんどが王朝交替期の特殊な事情のもとで、三公にあがったものであり、したがって當時のいわゆる選擧もふくめた官吏登用法の範疇に入らないため、しばらく除外することにしたものである。

さて、この表Ⅱによると、登用の經過の判明するものの

表Ⅱ

	總員	有傳者	孝廉	茂才	有道	任子	徵召	辟召	不明・其他
光	20	16							16
明	8	5		1		1		2	1
章	7	5	3					1	1
和	12	8	2				2	3	1
安	16	6	3			1	1	1	
順	19	5	3		(1)	1		1(1)	
桓	22	9	7(1)			1		1	
靈	35	7	5(2)	(1)				2	
獻	12	7	3			1	1	1	1
計	151	68	26(3)	1(1)	(1)	5	4	12(1)	20

うち、孝廉にあげられたものが二六（二九）名と第一位を占め、ついで辟召の一二（一三）名、任子の五名、以下徵召、茂才の順になっている。この孝廉の二六ないし二九名というのは、總員一五一名から光武期の二〇名を除いた一三一名についていえば、二割足らずの人數であるが、經歷のわかる五二名については、五割とその半數を占める數である。したがって、概して最初に孝廉の選擧をうけたものがとくに多かったことが、先ず注目されるであろう。

ところでこの表Ⅱは、當人が最初にうけた登用法を分類列擧しただけのものであって、この中には被登用者の意志は全く考慮されていない。というのは、列傳の記載をみればわかる如く、後漢時代では、かりにある一つの登用をうけても、被登用者は悉くみなそれに應じたというのではなく、場合によっては病氣などを口實にそれを拒絶し、改めて別の登用をうけて官に就くなどといった、實際の就官までにはかなり複雜なケースが存在したからである。いまそれを二・三の例から具體的にしめしてみよう。

(イ)黄瓊。字世英。江夏安陸人。魏郡太守香之子也。……瓊初以父任爲太子舍人。辭病不就。遭父憂。服闋。五府俱辟。連年不應。永建中公卿多薦瓊者。於是會稽賀純廣漢楊厚。俱公車徵。……瓊至。卽拜議郎。稍遷尚書僕射。……遷尚書令。（後漢書列傳五一）

これは最初の登用をことわり、別の登用をうけて官についた例である。黄瓊の場合では先ず任子による登用を拒絶しているが、これはひとり任子にかぎったことではなく、一般的にいえば、下は孝廉を筆頭とする各選擧科目から上は天子の徵召にいたるまで後漢時代の全ての登用の場合にみられるもので、列傳中で「不就」「不應」「不起」「不行」「不至」といった言葉で表現されるのが、このケースである。三公の中では黄瓊のほかには李固、王暢、楊賜、黄琬、楊彪、荀爽らにみられる。

(ロ)陳蕃。字仲擧。汝南平輿人也。……初仕郡。擧孝廉除郎中。遭母憂。棄官行喪。服闋。刺史周景辟別駕從事。以諫爭不合。投傳而去。後公府辟。擧方正。皆不就。太尉李固表薦。徵拜議郎。再遷爲樂安太守。（後漢書列傳五六）

元來、官吏がその官職をしりぞく場合には「坐事免官」とか「以疾免官」の如く免官があるだけで、その外の事由に

よる自分勝手な辭職や退職は許されなかった。しかし、禮教主義の尊重された漢代、とりわけ後漢になると、儒教の禮に從って親屬の喪に服することが盛になり、他方朝廷でも結局はそれを默認したかたちをとったため、官吏がその職を放棄して喪にはしることが頻繁に行われた。後漢もとくに後半期の人々の列傳の中に「以憂去官」とか「以父喪去官」、「以母憂棄官」などといった言葉で表現されるのが、それである。[9] そして、このように一度去官ないし免官になった場合、再び官吏になるためには改めて登用をうけねばならなかったことは、この陳蕃の例にみられるとおりである。彼の例では辟召をことわって徵召に應じているが、一般的にいえば辟召されたり、また賢良方正、茂才などの選擧のほか、時には再度孝廉にあげられる場合もあった。[10] このような陳蕃にみられる再登用の例は、三公の中では他に第五倫をはじめとしてたとえば、張敏、龐參、劉矩、段熲、劉寬、橋玄、劉虞、皇甫嵩ら多くの場合にみられる。

(ハ)杜喬。字叔榮。河內林慮人也。少爲諸生。擧孝廉。辟司徒楊震府。稍遷爲南郡太守。（後漢書列傳五三）

これは先の黃瓊や陳蕃の場合とは異り、連續して登用をうけたもので、この杜喬にみられる孝廉から辟召という以外の例としては、たとえば辟召から茂才にあげられた楊震、辟召から高第にあげられた郭丹、辟召から直言にあげられた魯恭らがある。

主として列傳の記載にしたがいながら、實際に適用をうけた登用法までの過程を分類すると、基本的には以上の三種に大別される。したがって、表Ⅱはその登用に應じる應じないにかかわらず、全て最初にうけた登用法についてのみ注目してきたわけであるが、しかし彼らが實際に適用をうけ、官位昇進の出發點とした登用法は何であったかということをみるためには、以上のような手續のもとに個々の場合について改めて檢討を加えなければならない。表Ⅲはこのような手續のもとに、その移動を示したものであり、[11] 表Ⅳは表Ⅲを整理したものである。また表Ⅲの符號のうち（　）は先の(イ)、〔　〕は(ロ)、＜　＞は(ハ)のケースをそれぞれしめし、＋・－の符號と數字は、その去就と人數をしめしたものである。

さて、この表Ⅲをみるに、一見してそれぞれに非常に複

表 III

	總員	有傳者	孝廉	茂才	方正	直言	高第	任子	徵召	辟召	不明・其他
明	8	5		1〈−1〉	〈+1〉		〈+2〉	1〈−1〉		2〈−1〉	1
章	7	5	3〔−1〕						〔+1〕	1	1
和	12	8	2			〈+1〉〔−1〕			2〔+1〕	3〈−1〉	1
安	16	6	3〔−1〕	〈+1〉				1	1〔+1〕	1〈−1〉	
順	19	5	3〔−1〕					1	〔+1〕	1	
桓	22	9	7(−1)〔−3〕〈−3〉		〔+1〕		〈+1〉〔−1〕	1(−1)	(+1)〔+2〕	1(+1)〈+3〉〈−1〉	〔+1〕
靈	35	7	5(−1)〔−4〕	〈+1〉〔−1〕	〔+1〕		(+1)〈+1〉		〔+3〕	2(±1)〔±1〕〈−2〉	〔+1〕
獻	12	7	3(±1)〔−2〕				〈+1〉〔−1〕	1(−1)	(±1)1〔+3〕	〔+1〕1〈−1〉	(+1)1〔−1〕

雜な登用の過程を經ていることがよくわかるが、これを先ず年代的に注意して眺めると、先の(ロ)にあげた去官、免官のケースが章帝・和帝頃よりみえはじめ、とくに後期の桓帝以降になると大部分が去官であるが、その數が非常に多くなってくること、同時に(イ)の不就・不應のケースも後期に入って顯著になってくることが注目される。したがって

表 IV

	總員	有傳者	孝廉	茂才	方正	直言	高第	任子	徵召	辟召	不明・其他
明	8	5			1		2			1	1
章	7	5	2						1	1	1
和	12	8	2						3	2	1
安	16	6	2	1				1	2		
順	19	5	2					1	1	1	
桓	22	9			1				3	4	1
靈	35	7			1		2		3		1
獻	12	7	1						4	1	1
計	151	68	9	1	3		4	2	17	10	6

後漢も後期になると、最初の登用だけで三公に至るケースが非常に稀になり、大多數のものが數種の複雜な登用を經ていることが指摘されよう。

次に登用を、その項目別にみると、辟召の場合にはあまり變動はみられないが、表Ⅱで壓倒的に多かった孝廉が後期に入ると急激に減少し、逆に表Ⅱではごく僅かの例しかみられなかった徵召が、やはり中期から後期にかけて急に增加の傾向をたどり、全體からすれば徵召、辟召、ついで孝廉の順になってきている。しかも表Ⅲでその內容をみるに、辟召がプラスとマイナスほぼ相い半ばしているのに對し、徵召の場合は一例を除いて全てプラス、孝廉の場合は同じく一例を除いて全てマイナスばかりという、[12] 非常に興味ぶかい事實を提供していることは、とくに注意しなければならない。

このように後漢も後期になると、とくに孝廉の數が激減し、しかもその場合にほとんど全てマイナスばかりであるということは一體何を意味するのであろうか。端的に結論をいえば、孝廉にあげられることは、なるほど高級官僚へ至る重要な一つの關門を通過するものではあったが、しかしそれはあくまでも單に通過しただけのことであって、決して孝廉だけでは高官にのぼる完全な條件を具備するにいたらなくなったということである。この點に關しては、かつて五井直弘氏が「孝廉は官位昇進の必要條件ではあったが充分條件ではなかったと考えて誤りあるまい」と指摘されたが、[13] これは非常な卓見であった。

それでは、後漢も後半期に入ると何故このような現象が生じてくるのかということが、次に問題となってくる。そこで以下項を改め、とくに孝廉と辟召、徵召の三者をとりあげて考えてみることにしたい。

三　孝廉と辟召、徵召について

孝廉にあげられると郎中に除せられるわけであるが、この郎中というのは比三百石であり、そのまま地方官として轉出した場合でも大縣ならば丞・尉、小縣ならば縣長などのいわゆる縣の長吏のポストがあたえられるもので、官吏昇進の道として非常に有利な出發點に立つものであったことは、既に述べたところである。この漢代の郎の制度については、嚴耕望氏の「秦漢郎吏制度考」に詳述されており、[14]

ここで再び繰返すつもりはない。しかし、この郎官の制度において、一つだけとくに注意したいのは、郎には定員がなかったということである。漢の郎には比六百石の議郎・中郎と比四百石の侍郎、それに比三百石の郎中の四階級に分けられるが、漢書百官公卿表および續漢書百官志によれば、いずれも「無員」とある。[15] しかもこれらの郎は、最高の議郎は例外として、みな宮殿の宿衛と車騎として出充するほかは、とくにこれといった定った役職があるというのではなく、本來はこの期間に材能を試みられる、いわば官僚の豫備軍ともいうべき性格のものであった。すなわち、これらの郎が縣の令長となる方法には、大きく分けて下級の郎から上級の郎へと順次昇格してなる場合と、また光祿勳の茂才・四行などにあげられ拔擢されてなる場合との二つがあったが、[16] しかしいずれの場合においてもその昇進拔擢には、才能や德行のほかに功次による基準も設けられていたから、[17] 郎がその材能を試みられる期間というものは、かなりの歲月を要したことが知られる。しかもこの場合、官吏の需要と郎の供給との間に均衡の保たれているうちは問題はないが、しかし時代が下り社會がある程度安定してくると官吏のポストもしだいに固定する傾向にあり、まして定年制のない當時にあっては、需要は減少していくばかりであったと考えられる。しかるに郎の方は孝廉科だけでも毎年凡そ二〇〇人の割合で增加してくる。[18] しかも郎に除任されるのはひとり孝廉の選擧ばかりではなく、始めにも述べた如く賢良方正とか明經といった選擧のほかに任子などの登用法によるものもあったから、その數は毎年相當な數字にのぼったことは容易に想像される。楊秉の傳によると桓帝の頃のこと「三署の見郎七百餘人」（後漢書列傳四四）とあり、同じ頃陳蕃の傳では「三署の郎吏二千人」（後漢書列傳五六）などとみえているが、恐らく後漢も中期以降になると、常時千人前後から時によっては數千人にのぼる郎が待機していたと考えて間違いはなかろう。

このようにみてくると、なるほど孝廉の選擧によって郎中へあげられるということは、將來高級官僚へと進む道を一歩前進したとはいえるが、しかしながらその登用は原則として郎官までの登用であり、しかもその郎官の地位は官僚豫備軍であり、また無定員であるがために、非常に不安定なものであったといわねばならない。したがって今度は

多數の郎の中からいかにして上階進級の道をひらくかが、一つの大きな問題となってくる。二百石の勅任官待遇をうけるのが官僚出世街道の第一の關門とすれば、これはまた第二の難關とでもいうべきものである。そこで、次に大きくうかび上ってくる登用法が、いわゆる辟召であり、徵召である。

漢代においては太傅、大將軍、三公、九卿、郡の太守とか都尉、あるいは縣の令長などといった中央や地方の長官は、自己の屬僚を自由に選任することができた。これを一般に辟召とよぶが、しかし實際の官吏登用法の上からとくに問題となるのは、なかでも太傅、大將軍、三公などいわゆる五府の辟召（辟命）である。すなわち、辟召という場合は多く太傅、大將軍、三公に召されて公府の掾屬となるものである。

そこで、いまこれら公府の掾屬の構成を太尉府の例からみてみよう。續漢書百官志の太尉の條に

長史一人千石。本注曰。書諸曹事。掾史屬二十四人。本注曰。漢舊注。東西掾比四百石。餘掾比三百石。……令史及御屬二十三人。本注曰。漢舊注。公令史百石云云。

とある。この太尉府においては長史一人、掾屬は二四人であり、これに令史御屬二三人を加えると總計四八人である。同樣に司徒府では長史一人、掾屬三一人、令史御屬三六人の計六八人、司空府では長史一人、掾屬二九人、令史御屬四二人の計七二人である。またそのほか太傅府では四七人、[19] 大將軍府では凡そ六〇數人である。[20] したがって當時、公府の屬僚は凡そ五、六〇人から七〇人程度の定員で構成されていたことがわかる。しかもその場合に千石の長史一人は別格としても掾で比四百石から比三百石、屬で比三百石の俸祿をうけている。[21] すなわち、これからしても公府の掾では既に郎中に相當する俸祿であり、屬の比二百石でも勅任官待遇に準ずる俸祿をうけていることが知られる。したがってこの場合には、郎を經ないで二百石の關門を通過する方法が、既に制度化されていたわけで、辟召を考える場合には、この點とくに注意しなければならない。しかも彼ら掾屬は一生を公府の掾屬として終るのではなく、中央官地方官として轉出することも可能であるのみならず、[22] また辟召者である太傅、大將軍、三公には、それぞれ官吏を拔擢する茂才、廉吏、高第といった選擧權がある

ため、いきおい彼らは相對的に少い人數の中から、非常に有利な條件で長吏に抜擢される機會に惠まれていたということができる。その一例をあげても、辟召から茂才にあげられ四選して荆州刺史となった楊震、同樣に辟召から高第にあげられて侍御史となった种暠、陳球、王允などがあった。このようにみてくると、辟召というものは、官吏登用の上での法制的盲點をついた一種有利なバイパスとでもいうべき性格の登用法であって、そのことは表Ⅲの辟召の項でプラスとマイナスが錯出すること自體、何よりも雄辯に物語るものである。同時にこの辟召の有利な點は、被召者は故吏として將來が保證されていたことにもあり、この點もやはり見逃すことのできない事實である。[23]

徵召は、はじめにも述べたように、太傅、大將軍、三公など高級官僚の推薦により、天子が直接本人を徵して登用するもので、徵命ともよばれる。この徵召、徵命をうけたものの中には直接中央や地方の要職に抜擢される場合もあるが、その多くは議郎に除せられている。[24] 議郎も郎官の一つでやはり定員はないが、しかし郎官の中では最高の地位にあり、秩は六百石で天子に具申することも許されている。[25]

またこの議郎というのは、漢代とくに後漢の選擧除任の上からいうと、賢良方正などにあげられ對策において首位あるいは上位になったものが除せられる官であった。たとえば

戴封。字平仲。濟北剛人也。……詔書求賢良方正直言之士有至行能消災伏異者。公卿郡守各擧一人。郡及大司農俱擧封。公車徵陛見。對策第一。擢拜議郎。遷西華令。（後漢書列傳七一）

張奐。字然明。敦煌酒泉人也。……擧賢良。對策第一。擢拜議郎。永壽元年遷安定屬國都尉。（後漢書列傳五五）

魯丕。字叔陵。……建初元年肅宗詔。擧賢良方正。大司農劉寛擧丕。時對策者百有餘人。唯丕在高第。除爲議郎。遷新野令。（後漢書列傳一五）

蘇章。字孺文。扶風平陵人也。……安帝時擧賢良方正。對策高第。爲議郎。……出爲武原令。（後漢書列傳二一）

とあるのがそれである。[26] したがって議郎というのは郎官の中では最前列に位置するものであり、それだけに郎中などといった他の郎とは異って、その昇進は早かったものと考

えられる。そのことは先の魯丕、戴封、蘇章はいずれも後漢前期から中期にかけての人であるが、全て遷りて縣令に補せられているし、また中期から後期の人張奐になると屬國都尉になっていることからもわかるが、たとえば三公についてみても、徵召されて議郎を拜した陳蕃は再遷して樂安太守となり、同じく皇甫嵩は遷りて北地太守となり、また黃瓊は議郎から尙書僕射を經て尙書令となり、楊彪は同じく侍中を經て京兆尹となっていることなどからもうかがわれる。

ところで、このようにその有利性がみとめられる徵召において、一つ注意しなければならないことがある。それは既に述べたように、徵召される場合にはいずれも太傅とか大將軍、三公といった中央の高官の推薦によるものであったという點である。そのことは先の黃瓊・陳蕃の例でもみられるが、そのほかたとえば黃琬の傳に、

太尉楊賜上書。薦琬有撥亂之才。由是徵拜議郎。擢爲青州刺史。（後漢書列傳五一）

とあるのがそれである。このように徵召においてその推薦者である太傅、大將軍、三公は、他方辟召の場合の辟召者であることは、既にみてきたところである。とすれば、表面では徵召というかたちをとっていても、その實質は先の辟召から茂才や高第にあげるといったケースの特殊な場合と考えることができるのではなかろうか。すなわち、私見よりすれば、徵召という登用法は、その內容からいって同じ高官の辟召の範疇に屬する特殊例的な側面をもつものであったと考える。

以上のように辟召あるいは徵召は、孝廉の場合に問題となったいわゆる三署の郎中を經ない登用法であるが、中でも辟召は、公府の據屬は自由に選任できるという祖法が、しだいに擴大、流用されたものとして、制度的にはとくに注目されるものである。

このように資料に現れた官位昇進の經過の上から判定するだけでも、辟召とか徵召といった登用法が孝廉の選擧よりもかなり有利であったことが知られるが、それではこれら辟召や徵召が孝廉にくらべてどの程度に有利でありまた捷徑であったかということを、若干の例により三公に至るまでの具體的な年數によってみてみよう。

和帝のときに三公の位についた丁鴻、張禹、徐防、陳寵

についてみると、先ず張禹は永平八年（六五）に孝廉にあげられ、永元一二年（一〇〇）に太尉を拜するまで三五年を要し、同様に徐防は永平中（五八～七五）に孝廉にあげられ、永元一四年（一〇二）に司空を拜するまで二七～四四年、中をとると大體三五年を要している。これに對して、辟召された陳寵の場合では、明帝末章帝初年（七四～七九）から永元一六年（一〇四）まで二五～三〇年、中をとると凡そ二八年であり、また徵召をうけた丁鴻の場合では、永平一〇年（六七）から永元四年（九二）まで二五年である。すなわち、これらの例からみると、孝廉と辟召、徵召の場合とでは凡そ七・八年から一〇年ちかい差がみられる。

これを一應後漢前期の例とすると、中期の安帝・順帝期では、孝廉の場合に張敏で三〇年、李郃で二五年、胡廣で二六年であり、辟召された張皓で一七年、楊震で一一年、徵召された劉愷では凡そ一五年である。この時期になると全體に約一〇年ちかい年月の短縮がみられるが、その場合でも孝廉と辟召、徵召との差は、先の前期の例と同様に一〇年前後のひらきがみられる。

桓帝以降になると、辟召の場合に楊秉で二八年、杜喬で二五年、陳球で一五～二〇年、周景で四～二九年、李固で三～九年であり、徵召では皇甫嵩の二二年、陳蕃の二一年、楊彪の一二～一七年などがある。大體この後期においては辟召、徵召ともに一〇數年から二〇數年というのが一般であったとみてよいであろう。[29]

三公就任の年月日は本紀によって判明するが、他方登用をうけた年になると列傳でも記載されていることが稀であり、また後半期に入ると登用の過程が非常に複雜で、必らずしも精確を期することはできない。しかしここにあげた數例から判斷するに、孝廉と辟召、徵召とでは、かなり早くから大體一〇年前後の年數のひらきがあったことがわかり、しかもその差は恐らく後期になるほど大きくなり、遂には孝廉のみではほとんど三公に昇進できなくなる程にひらいていったと考えてよいではなかろうか。北堂書鈔卷六八に引く崔寔の政論に、

三府掾屬。位卑職重。及其取官。又多超卓。或期月而長州郡。或數年而至公卿。

とあるのも、決して誇張された言葉ではなかったのであ

る。したがって、このように郎、とくに三署の郎中を經ない登用の道がしだいに固定してくると、孝廉にあげられ、いつになれば昇進拔擢されるのかわからず、またかりに昇進してもかなりの年月を要する三署の郎中となるよりも、むしろそれをあきらめてより確實な昇進の道として辟召、徵召が選ばれたといえるわけで、表Ⅲのプラスとマイナスが、これを如實に物語っているといえるだろう。そして更に重要なことは、この辟召とか徵召によって長吏になるものが多くなればなる程、必然的にそれだけ郎からの昇進の道がとざされてしまうという惡循環を生む結果におちいったことで、この點は後漢末の政治とも關連して、とくに注意しなければならない問題である。

ともあれ以上、後漢の三公階層にみられる登用法において、孝廉が中期から後期にかけてしだいに辟召や徵召にとってかわられてくることを指摘した。しかしながら、この事實をもって、後漢時代の官吏登用の上で、孝廉の選擧が全くその存在價値を失ったというのでは決してない。それは孝廉にあげられるということが、また辟召や徵召をうける際の一つの有利な條件になったと考えられるからである。辟召の場合をみるに、元來辟召には「四科の辟」すなわち一德行、二明經、三明法、四剛毅という選考基準があり、それぞれに應じて職が定められていた。[29] しかしながら實際には課試などといった嚴重な審査は行われず、「其の賢なるを聞きて辟す」[30]とか、また「其の名を聞きて辟す」[31]とあるように、專ら聲望によって辟召することが行われていたため、孝廉にあげられるということ、またあげられたということ自體が、既に辟召をうける場合においても非常に有利な條件を有していたといえるからである。したがって、孝廉の選擧が官位榮進のための充分條件たりえなくなったとしても、やはり必要條件であったことには變りはなかった。むしろ、孝廉という選擧が、しだいに充分條件から必要條件に移行していく主要な原因は、定員のない郎官の制度と共に、それは孝廉の選擧制度の中に本來的に存在する制度上の缺陷と、またそれを巧に利用して行われる數々の不正な行爲に起因するものと考えられる。[32]

四　三公の出自

前節において、後漢の三公がどのような官吏登用法をう

けたかをみてきたが、それでは次に、彼らが後漢の社會において、いかなる階層の出身者であったかを考えてみたい。

次の表Vは、それを示したものである。

表V

	總員	有傳者	三公	九卿	二千石	千石	六百石	宗室	列侯	豪族	不明・其他
光	20	16	1	2	3	2	2			1(1)	5
明	8	5	1		2						2
章	7	5			2(1)		1				2
和	12	8	1		4	2					1
安	16	6	2(1)	1			1				2
順	19	5		1	1(1)				1	1	1(1)
桓	22	9	3(3)		4		1	1			
靈	35	7	3(6)	1(1)	2(4)	(1)		(2)		1(1)	(1)
獻	12	7	3(4)		1		1			1	1
計	151	68	14(14)	5(1)	19(6)	4(1)	6	1(2)	1	4(2)	14(2)

表中の（　）内の數字は有傳者以外のもので、附傳とか注記によって知られるものである。またこの表は、主として父祖の官職を中心にしてまとめたものである。したがって項目中、三公以下六百石にいたるまでの官に分類されたもののなかには、あとの項目すなわち宗室、列侯、豪族などの中にも當然ふくまれるものもあるが、後者の分類は父祖の官職が記載されていないものについてのみ、あげることにした。官職については父から曾祖父までさかのぼり、それらの中で到達した最高の官をもって記入している。二千石は太守・國相・都尉などを、千石は九卿の丞および大夫・僕射などを、六百石は博士・縣令などをそれぞれ指す。また不明・其の他とあるものは、傳に記載のないものとか、あるいは單に「家貧し」とか「家業を受く」といった記載のあるもので、一應在野無官のものとしておく。

ところで、この表を先ず項目別にみると、全體的に吏二千石以上の子弟が壓倒的に多く、また時期別にいえば不明や其の他の項にみられるいわゆる在野無官のものがしだいに減少するのに反比例して、高級官僚の子弟の進出が顯著になってきていることがわかる。この傾向は、とくに後期の桓帝以降につよくみられ、吏二千石以上の子弟に宗室・列侯・豪族の子弟の數を加えると、桓帝の時では總員二二

人に對して一一人の50%を、同じく靈帝の時には60%、獻帝の時になると實に83%を占めるにいたっている。しかもこの表では有傳者以外の出自の判明しないものがまだかなり殘されているから、かりにそれが判明したとすれば、更に高率を示すものと想像される。このように高級官僚の世襲化の傾向、とりわけ當時最高の官である三公の場合においてさえその子弟、子孫がまた三公にのぼるという、いわば三公の世襲化の傾向さえしだいにつよくなることは、とくに注意しなければならない。四世三公、四世太尉を出した東漢の名族と稱される汝南の袁氏、弘農の楊氏は別格としても、たとえば許敬と許訓と許相の三代のほか李郃と李固、劉愷と劉茂、劉崎と劉寛、王龔と王暢、張歆と張延、周景と周忠、种暠と种拂らの父子とか、あるいは尹睦と尹頌、黄瓊と黄琬のような祖父と孫、更には趙戒を祖父にもつ趙謙と趙溫、張酺を曾祖父とする張濟と張喜の兄弟といった如くである。このような傾向は、後漢後期になるとむしろ一般的な現象とさえなってあらわれてきている。

そこで、問題をふり出しにもどし、最初にあげた表Ⅱとこの表Ⅴとを對照してみることにしよう。この二つの表は、個々の內容において必らずしも全部が一致するものではないが、總じて表Ⅱよりして先ず最初に孝廉に選擧されるものが非常に多いことを指摘し、また表Ⅴからは中央や地方の高官もしくは名家、豪族の子弟がしだいに多くなるということをみてきた。したがってこの二つの事實からして、後漢における孝廉の被選擧者は、しだいに政治的、社會的な有力者によって獨占されるようになったことを推測することができるであろう。もし果してそうであるとするならば、これはもはや德行とか才能といった一個の個人の力量によって選拔されたのではなく、むしろそれは政治的な權力、あるいは社會的な勢力によるものであり、それはまた權門勢家の壓力によるものであったといわざるをえない。このことを更に端的にいえば、中央や地方の高級官僚の子弟とか、また地方の名家豪族の子弟は、單に彼らがそれにつながる人間であるということだけで、孝廉選擧の對象となったといわねばならない。そして彼らが「就」、「不就」にかかわらず孝廉に選擧されると、それを一つの足がかりとして高級官僚へいたる過程は、既に前節で述べてきたとおりである。

以上を綜合すると、孝廉の選擧というものは、一方では地方の豪族を官僚として中央へおくりこむのにあずかって大きな力になったと同時に、また他方では後漢時代の官僚貴族を形成する上においても、一つの大きな役割を果したと考えられる。このようにみてくるならば、これは孝廉の選擧制度が制定された當初の意圖、すなわち世襲の官僚とか豪族などによる政治の腐敗を救うべく、天下に隱れた人材を登用して政治の刷新をはかるという意圖とは全く相い反し、かえって官吏の世襲化と豪族の官僚化をますます促進する結果となったことになる。すなわち、後漢時代の官僚の大部分が孝廉という古代國家の理想的な登用法をうけながら、しかも現實の政治の上には腐敗と墮落が現れてくるのは、孝廉科が官位榮進の充分條件たりえず、その中間に官僚相互間の私的な關係を生み出す辟召などをはさむことと共に、一つには以上のような孝廉の選擧そのものの變質にも起因するものであって、いわば孝廉選擧の任子法的性格化、入貲法的性格化こそ、むしろ後漢時代の孝廉選擧制の大きな特徴であったと考える。この場合においても、かかる結果をもたらした主要な原因は、たとえば選擧が人物本位の他薦制によるものであったこととか、また選擧者が郡國の長官であったことなどといった孝廉の制度そのものに本來的に存在する制度的缺陷と、またその缺陷を巧妙に利用して行われる種々の不正行爲、したがってそこから生れてくる選擧の不信の念など多くの關連的理由によるものであるが、これらの點については別に稿を改めて述べなければならない。

五　むすび

以上、後漢時代の三公をとりあげ、その官吏登用法と出身について分析するとともに、漢代の代表的な官吏登用法の一つである孝廉の選擧が、後漢の官僚制の中でどのような役割を果したものであるかについて述べてきた。要約すると、先ず登用法においては大多數が最初孝廉にあげられているが、しかし主として定員のない郎官の制度に起因して本來は官吏昇進の充分條件であるべきはずの孝廉の選擧が、時代がさがるとともに辟召とか徵召といった複雜な登用法を經なければならなくなっていった。しかしこの辟召や徵召においても、孝廉にあげられているということはや

表VI（三公出身郡國表）

	總員	南陽	沛	河南	京兆	河內	右扶風	東萊	清河	琅邪	魏	樂安	漁陽	陳留	北海	上黨
光武	20	6	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1	1			
明帝	8	2	1							1				1	1	1
章帝	7	2			2											
和帝	12		2	2	1		1									
安帝	16	3						1								
順帝	19		3	2	1											
桓帝	22		1	3		2		1	1					1	1	
靈帝	35	6	3	1		1	1									
獻帝	12			1												
計	151	19	11	10	7	4	4	3	2	2	1	1	1	2	2	1

	西河	汝南	會稽	左馮翊	潁川	泰山	趙	平原	弘農	山陽	彭城	廬江	河東	河間	九江	漢中	蜀
光武																	
明帝	1																
章帝		1	1	1													
和帝		1			2	1	1	1									
安帝		1			1	1			1	1	2	1	1	1	1	1	
順帝		1		1					1	1			1		1		1
桓帝		3			1				1		1	1				1	
靈帝		6	1		2				3	1				1			
獻帝		1	1		1				1			1					2
計	1	14	3	2	7	2	1	1	7	3	3	3	2	2	2	2	3

	南郡	下丕	長沙	魯	犍爲	梁	江夏	中山	東海	陳	常山	武威	涿郡	濟南	安定	太原	不明
光武																	
明帝																	
章帝																	
和帝																	
安帝																	
順帝	2	1	1	1	1												
桓帝						1	1	1									1
靈帝		1	1			1			2	1	1	1	1				
獻帝							1							1	1	1	
計	2	2	2	1	1	2	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1

はり有利な條件であって、その意味では孝廉の選擧は官吏登用の上の必要條件であったこと。また出身については、やはり時代がくだるとともに中央や地方の高級官僚とか名家豪族の子弟の進出が顯著となり、しかも彼らの多くが最初孝廉にあげられているということから、孝廉の選擧がしだいに制定當初の意圖とは反し、後漢官僚の官僚貴族化と地方豪族の政界進出に一つの大きな役割を演ずるようになったことを推測した。そしてこれらにみられる孝廉の選擧の變質は、その制度の中に本來的に內在する制度的缺陷と、またそれに便乘して行われる種々の不正によるものであろうことを推測した。

ただはじめにもことわった如く、限られた資料と限定した視野の中で分析し論述してきたこれらの推測が、果して當時の一般的傾向を示すものであったか否かについては、更に一層廣い範圍と廣い視野に立った檢討を必要とすることはいうまでもない。しかし後漢時代の三公が、どのような階層からどのような官吏登用法をうけて昇進したかを知るとともに、その中で孝廉の選擧が果した役割の概略についてもひと通りの知識を得るという、當面の目的は一應達した。本稿を一つの手がかりとして、漢代の選擧制度とくに孝廉の制度については、改めて檢討を加えてみたいと思う。

最後に、本稿ではとりあげるまでにいたらなかったが、三公の出身郡國表（表Ⅵ）を附載しておく。③

註

① 漢代の孝廉に關する主要な研究には次のようなものがある。
市村瓚次郎「後漢の儒教經學及び孝廉選擧と士風との關係」（同『支那史研究』所收）一九三四。
濱口重國「漢代の孝廉と廉吏」史學雜誌五三―七、一九四二。
鎌田重雄「漢代の孝廉について」史學雜誌五五―七、一九四四。
勞榦「漢代察擧制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊一七、一九四八。
嚴耕望「秦漢郎吏制度考」中央研究院歷史語言研究所集刊二三上、一九五一。

② 漢代三公の組織と機構については、周道濟氏の「漢代宰相機關」（大陸雜誌一九―一一、一九五九）を參照されたい。

③ 三公を代行したものが數人あるが、いまそれらは省略した。

④ 梁鮪と次の尹勤の三公就任の時期は、それぞれ延平元年（一〇六）正月と六月で、ともに殤帝の時にあたるが、殤帝の在位期間はわずか八ケ月のため、便宜上安帝期の中に分類し

た。

⑤ 李固の就任は沖帝の建康元年（一四四）八月であり、次の袁湯は本初元年（一四六）閏六月で嚴密には桓帝の卽位以前、質帝の時期に當るが、沖帝・質帝の期間を合しても一年一〇ケ月であるため、便宜上桓帝期の中に分類した。

⑥ 功次については大庭脩氏の「漢代における功次による昇進について」（東洋史研究一二―三、一九五三）を參照されたい。

⑦ 江幡眞一郎氏前揭論文および宮崎市定氏『九品官人法の研究』第二編第一章參照。

⑧ 註①參照。

⑨ (イ)にみられる就官の拒絕と(ロ)にみられる去官については、最近に鈴木啓造氏の「後漢における就官の拒絕と棄官について」（中國古代史研究會編『中國古代史研究』第二所收、一九六五）が發表されている。

⑩ 後漢書列傳三一寒朗傳。寒朗字伯奇。魯國薛人也。……及長好經學。博通書傳。以尚書敎授。擧孝廉。以謁者守侍御史。……免官。復擧孝廉。

⑪ 個々の列傳にみられる登用のケースが非常に複雜であり、また繁雜をきわめているため、この表が完全なものだとはいえない。しかし以下のような原則のもとに數回に亘って整理し精確を期したつもりである。(イ)の「不就」においては、いくつもの登用を拒絕した場合は最初のものを採用した。たとえば楊彪の「初擧孝廉。州擧茂才。辟公府。皆不應」という場合であれば、孝廉でだした。(ロ)の「去官」「免官」については、原則としてそのあとの登用法の判明するものについてのみ採用した。ただし、後に述べるように、「去官」「免官」のあとで議郎の官に拜せられている場合にかぎり、徵召として扱った。註㉔參照。

⑫ 徵召と孝廉でほとんど例外的にみられるこの唯一の例は荀爽である。荀爽は先ず徵命を拒絕し、ついで至孝にあげられて郎中を拜し、棄官して再び徵召に應じている。徵召を拒絕する例は列傳の中に多見するが、徵召を拒絕して選擧に應じた例は非常に稀である。

⑬ 五井直弘氏前揭論文。

⑭ 註①參照。

⑮ 漢書百官公卿表上。郎中令。……郎掌守門戶。出充車騎。有議郎中郎侍郎郎中。皆無員。多至千人。議郎中郎秩比六百石。侍郎比四百石。郎中比三百石。

續漢書百官志。〔光祿勳〕五官中郎將。……五官中郎比六百石。本注曰無員。五官侍郎比四百石。本注曰無員。五官郎中比三百石。本注曰無員。凡郎官皆主更直執戟。宿衞諸殿門。出充車騎。唯議郎不在直中。

⑯ 嚴耕望氏前揭論文參照。

⑰ 光祿勳の茂才、四行においても功次が要求されたことは後漢書列傳五一黃琬傳に

舊制。光祿擧茂才四行。以高功久次才德尤異者。爲茂才四行。

とある。

⑱ 市村瓚次郎氏前揭論文を參照。あるいは潛夫論卷三實貢篇、通典卷一三の注にも同じような數字がでている。

⑲ 漢官（孫星衍輯、漢官七種本）に

太傅長史一人。秩千石。掾屬二十四人。令史御屬二十二人。とある。また漢官によれば「司徒掾屬三十人、司空掾屬三十四人」とみえている。

⑳ 續漢書百官志。將軍。……長史司馬皆一人。從事中郎二人。掾屬二十九人。令史及御屬三十一人。本注曰。此皆府員職也。

㉑ 後漢書列傳一〇銚期傳の李賢の注にも漢官儀曰。東西曹掾比四百石。餘掾比三百石。とある。

㉒ 後漢書列傳三六陳寵傳。寵少爲州郡吏。辟司徒鮑昱府。是時三府掾屬專尚交遊。以不肯覩事爲高。寵常非之。獨勤心物務。數爲昱陳當世便宜。昱高其能。轉爲辭曹。……三遷蕭宗初爲尚書。

㉓ 五井直弘氏前掲論文參照。なお辟召については大庭脩氏より多くの御教授をいただいた。ここに記して謝意を表する。

㉔ 三公の中では先に引用した黃瓊や陳蕃の例にみられるが、そのほかには後漢書列傳六一皇甫嵩傳。嵩……初舉孝廉茂才。太尉陳蕃大將軍竇武連辟。並不到。靈帝公車徵。爲議郎。遷北地太守。後漢書列傳四四楊彪傳。彪……初舉孝廉。州舉茂才。辟公府。並不應。熹平中。以博習舊聞。公車徵。拜議郎。遷侍中京兆尹。後漢書列傳四六种暠傳。暠……舉孝廉。辟太尉府。舉高第。順帝末爲侍御史。……坐事免歸。後司隸校尉舉暠賢良方正。不應。徵拜議郎。遷南郡太守。後漢書列傳五一黃琬傳。琬……以公孫拜童子郎。辭病不就。……光和末太尉楊賜上書。薦琬有撥亂之才。由是徵拜議郎。擢爲青州刺史。遷侍中。中平初出爲右扶風。などがある。また三公以外では、たとえば後漢書列傳二九淳于恭傳。建初元年。肅宗下詔。美恭素行。告郡賜帛二十匹。遣詣公車。除爲議郎。遷侍中騎都尉。後漢書列傳五七宗慈傳。慈……舉孝廉。九辟公府。有道徵。不就。後爲脩武令。……遂棄官去。徵拜議郎。未到道疾卒。後漢書列傳五七孔昱傳。昱少習家學。大將軍梁冀辟。不應。太尉舉方正。對策不合。乃辭病去。……靈帝卽位。公車徵。拜議郎。補洛陽令。などがその一例である。しかもこの徵召から議郎というケースは中期から後期にかけてしだいに多くなってくる傾向にあるが、これは孝廉などの選舉もふくめた後漢の郎官の制度からも改めて檢討する必要がある。

㉕ 續漢書百官志。光祿大夫比二千石。本注曰。無員。凡大夫議郎。皆掌顧問應對。

㉖ 特殊な場合であるが、賢良方正にあげられ對策下第で郎中に除せられたものに、つぎのような例がある。後漢書列傳五五皇甫規傳。沖質之間。梁太后臨朝。規舉賢良方正。對策曰。……梁冀忿其刺己。以規爲下第。拜郎中。なお前漢では賢良方正にあげられたものは、多くは縣令に補

せられている。

㉗ 註㉔参照。

㉘ 登用から三公に至るまでの年數は、同時に三公就任時の年令とも關係してくる。この年令の判明するものは、凡そ次のとおりである。＊印を付したものは概數をしめす。

光武期　蔡茂六九　馮魴五七　趙憙五五　竇融五三
〃　鄧禹二四
明帝期　郭丹八五　伏恭六七　鮑昱＊六四
章帝期　第五倫＊七五
和帝期　魯恭六九
安帝期　楊震六七
順帝期　張晧七七　胡廣五三
桓帝期　楊秉七一　黄瓊六六　种暠五九　李固五二
靈帝期　陳球六二　橋玄五九　劉寛五七
獻帝期　荀爽六二　王允五四　黄琬四九　楊彪四八

光武期に非常に年令が低いのは後漢王朝初期の事情によるものであるが、これを除くと大體明帝章帝頃を頂點として以後、後期にかけてしだいに年令が低くなってくる傾向にあることがわかる。とくに桓帝以降になると、五〇代、四〇代の三公が出現している。これは一つには登用をうける年令がわかくなってきたことにもよるであろうが、また登用そのものにおいても、辟召とか徵召といった有利な登用法を適用されたことにも起因すると考えられる。

㉙ 漢舊儀卷上（孫星衍輯、漢官七種本）に次のような記事がある。

（上略）丞相設四科之辟。以博選異德名士。……第一科曰德行高妙。志節貞白。二科曰學通行修。經中博士。三科曰明曉法令。足以決疑。能案章覆問。文中御史。四科曰剛毅多略。遭事不惑。明足以照姦。勇足以決斷。才任三輔劇令。皆試以能信。然後官之。第一科補西曹・南閣・祭酒。二科補議曹。三科補四辭・八奏。四科補賊決。

㉚ 後漢書列傳四四楊震傳。

㉛ 後漢書列傳四一陳禪傳。

㉜ 選擧の不正については、楊聯陞氏の「東漢的豪族」（清華學報一一―四、一九三六）および市村瓚次郎氏前掲論文を參照。

㉝ この表によると、南陽の一九人を筆頭に以下汝南一四人、沛一一人、河南一〇人、潁川、京兆、弘農各七人の順になり、とくに南陽出身者の多いことが指摘される。南陽はいうまでもなく光武帝の出身地であり、その地の人が多く官僚にとりたてられたことは、次の郭伋の言葉からも知られる。

後漢書列傳二一郭伋傳。伋言。選補衆職。當簡天下賢俊。不宜專用南陽人。

また市村瓚次郎氏前掲論文では、郡國の人口から毎年選擧される孝廉の定員を割り出し、とくに南陽、汝南、潁川に多いことから此らの地方から人材がでたのは孝廉の選擧によるとされた。